

看護小規模多機能型居宅介護はなまる縁

重要事項説明書

株式会社 MINORI

1. 事業の概要

(1) 事業者の概要

名 称	株式会社 MINORI
所 在 地	宮崎県宮崎市佐土原町下田島 12133-45
代表者名	代表取締役 吉留 大介
電話番号	0985-74-8970
FAX 番号	0985-74-8971

(2) 事業所の概要

施 設 名	看護小規模多機能型居宅介護 はなまる縁
所 在 地	宮崎県宮崎市佐土原町上田島 8113 番地 1
管理者名	吉留 大介
電話番号	0985-77-8961
FAX 番号	0985-77-8962
事業所番号	4590101186

(2) 当施設の職員体制 (令和 7 年 10 月 1 日現在)

職名	資格	常勤	非常勤	兼務の職種	業務内容
施設長	介護福祉士 ケアマネ	1 名	名	介護職	事業所内外の管理 調整・統括
管理者	介護福祉士 ケアマネ	1 名	名	介護職	事業内容調整
計画作成担当者	主任 ケアマネ	1 名	名	介護職	ライフサポートプ ランの作成、地域 や関係機関との連 絡・調整
介護従事者	介護福祉 士、ヘルパ ー資格他	6 名	名		入浴・排泄・食事 等生活全般に係る 援助
看護従事者	正看護師、 准看護師	6 名	名		利用者の保健衛生 管理及看護業務
機能訓練担当 者	理学療法士	2 名	名		利用者のリハビリ テーション業務
厨房職員	管理栄養士	3 名	名		調理/献立作成/栄養評価
合計		19 名	名		

(3) 当施設の職員体制

職員の勤務体制	1. 早：早出（7：00～16：00） 8時間勤務 2. 日：日勤（8：30～17：30） 8時間勤務 3. 遅：遅出（11：00～20：00） 8時間勤務 4. 夜：夜勤（17：00～9：00） 15時間勤務 ※利用者の状況に応じて、上記以外の勤務体制になることがあります。
---------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(4) 当事業所の設備の概要

敷地		1361.64 m ²
建物	構造	木造
	延床面積	405.06 m ²
宿泊室	室数	9室
	1室当たりの面積	9.0～10.97 m ²
利用定員	登録定員	29名
	通いの利用定員	18名/日
	宿泊利用定員	9名/日

2. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

宮崎市佐土原町内及びその周辺地域

※宮崎市以外の方は原則として当事業所のサービスを利用できません。

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	(基本時間) 6：00～20：00
訪問サービス	24時間
宿泊サービス	(基本時間) 20：00～6：00

3. 当施設の特徴等

(1) 事業に対する理念

利用される方の生活を総合的に支援させていただきます。

運営方針

高齢者の在宅生活を基本として、24時間365日の切れ目のない介護サービスの提供を行います。また、そこでご本人が安心していきいきとした生活が送れるように努力いたします。具体的には各利用者様が在宅生活を維持できるように、それまでの家庭生活を把握した食事や入浴や身の回りの事をただ介護するだけではなく、利用者様の機能・能力レベルにあった支援を行い残存能力を活かしながらサービス提供を致します。

(2) サービス利用に当たっての留意事項

飲酒・喫煙	喫煙は所定の喫煙場所にてお願いしております。飲酒は、原則は自由ですが、ご自分で管理できない方や、疾病等により制限を必要とする方は、職員が管理させていただきます。
金銭・貴重品の管理	貴重品は原則として自己の責任で管理して下さい。事業所は、貴重品の紛失には責任を負えませんのでご了承ください。 ※眼鏡・補聴器など 施設側の過失がある場合は、この限りではありません。
設備・器具の利用	施設内の居室等の設備は、本来の使用方法に従って使用して下さい。これに反したご利用により破損等が発生して場合には弁償していただく場合があります。

4. サービスの内容

サービスの種類		内容
通いサービス	食事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事の提供及び食事の介助をします。 ・ 食事は基本的に食堂でとっていただくよう配慮します。 ・ 身体状況・嗜好、栄養バランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。 ・ 調理、配膳等を介護従事者とともに行う事もできます。 ・ 食事サービスの利用は各食ともに任意です。
	入浴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者様の状況に応じて、衣類の脱着、身体の清拭、洗髪、洗身等の適切な支援を行います。
	排泄	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者様の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

	生活相談	<ul style="list-style-type: none"> ・常に利用者様の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者様、またはそのご家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言、その他の援助を行います。
	健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・看護職員が常に利用者様の健康状態に注意し、必要に応じて主治医または医療機関と連携するなど、健康保持のための適切な措置を講じます。 ・主治医の医療機関受診には、看護師が同行し状態報告を行う事で主治医・看護師との連携を図ります。
	レクリエーション	<ul style="list-style-type: none"> ・ご本人に合わせたプログラムを計画・実施するように努めます。 ・四季の行事や様々なレクリエーションを取り入れて、潤いのある生活が送れるように努めます。
	送迎	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者様のご希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。
	外出	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所以外での活動を多く取り入れ、通いサービス利用での活動がマンネリ化しないよう様々な取り組みを行います。 ・施設計画の中で時折、外食に出る事も考えています。食事代を超える場合は別途請求させていただきます。
	訪問サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者様のご自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。 ・体調不良等で通いサービスを休まれた場合は、看護師が訪問し必要な処置・判断を行います。 ・当施設は24時間の訪問看護体制を取っていますので、緊急時は看護師が電話連絡の対応をしたり、自宅に訪問に伺う事もございます。それに伴い、ご利用者は「緊急時訪問看護加算」の対象となります。 ・主治医及びかかりつけ医から特別訪問看護指示書が交付された場合・厚生労働大臣が定めた特定疾病に該当する方の訪問看護は訪問看護ステーションから出向するようになります。 ※医療保険での徴収は致しませんが別途契約が必要になります ・訪問サービス実施の為の必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。 ・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。 ①御契約者もしくはその御家族等からの金銭又は高価な物品

	の授受 ②御契約者もしくはその御家族等の同意なしに行う飲酒及び喫煙 ③御契約者もしくはその御家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動 ④その他ご契約者もしくは御家族等に行う迷惑行為
宿泊サービス	・宿泊サービス事業所のサービス拠点に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等日常生活の支援を行います。

5. 利用料金

(1) 通い・訪問・宿泊（介護費用分）すべてを含んだ一月単位の包括費用の額

- ・利用料金は1か月ごとの包括費用（定額）です。
- ・次ページの料金表によって、御契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい（サービスの利用料金は、利用者様の要介護度に応じて異なります）。
- ・1単位の単価は宮崎県の場合10円と設定されていますので、単位×単価（10円）が下記の利用料金になります。法定代理受領分の利用料金に介護保険負担割合証に記入されている割合を乗じた額が自己負担額となります。

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. サービス利用料金	124,470円	174,150円	244,810円	277,660円	317,080円
2. 介護保険から給付される金額	112,023円	156,635円	220,329円	249,894円	285,372円
3. サービス利用に係る自己負担額	12,447円	17,415円	24,481円	27,766円	31,708円

- ☆ ご契約者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます。
- ☆ 介護保険からのサービス利用料金の給付額に変更があった場合(介護保険法の改定等による)、変更された額に合わせて、御契約者の負担額を変更します。

(2) 短期利用居宅介護費（1日につき）すべてを含んだ一月単位の包括費用の額

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. サービス 利用料金	5,710 円	6,380 円	7,060 円	7,730 円	8,390 円
2. 介護保険 から給付さ れる金額	5,139 円	5,742 円	6,354 円	6,957 円	7,551 円
3. サービス 利用に係る 自己負担額	571 円	638 円	706 円	773 円	839 円

☆ 月ごとの包括料金ですので、契約者の体調不良や状態の変化等により看護小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合、または看護小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より多かった場合であっても、日割りでの割り引き、または増額はいたしません。ただし、利用日数が大幅に少ない時は、正規の利用料×0.7%で算定してご請求させていただきます。

☆ 月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には登録した期日に応じた日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

登録日・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日・・・利用者と当事業所の利用契約を終了した日

☆ ご契約者がまだ介護保険認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦、お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行う為に必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ ご契約者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(3) 主な加算サービスについて

ア) 初期加算：30円/日

看護小規模多機能居宅介護事業所に登録し、利用を開始した日から起算して30日以内の期間に算定します。30日を超える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。

イ) 認知症加算：(Ⅱ) 890円/月、(Ⅲ) 460円/月

日常生活に支障をきたすおそれのある症状、行動が認められることから、介護を必要とする認知症状が見られる利用者様、または周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症状が見られる利用者様に対して、看護小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定します。認知症生活自立度により、認知症加算(Ⅱ)、(Ⅲ)に分かれており、そのどちらかを算定し、加算します。

ウ) 退院時共同指導加算 600円/1回(特別な管理が必要な利用者様は2回)

エ) 緊急時訪問看護加算 774円/月

オ) 特別管理加算(Ⅰ) 500円/月、(Ⅱ) 250円/月

カ) ターミナルケア加算 2500円/月 キ) 専門管理加算 250円/月

ク) 看護体制強化加算(Ⅰ) 3000円/日

ケ) 総合マネジメント体制強化加算 1200円/月

コ) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) イ 750円/月

サ) 訪問体制強化加算 1000円/月

シ) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 加算を含めた利用料の10.2%

ス) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 加算を含めた利用料の1.5%

(4) 介護保険の給付対象とならない利用料金

※以下の利用料金は、利用金額の全額が御契約者の負担となります。

食費	利用者様に提供する食事に要する費用。 朝食300円、昼食500円、夕食500円、配食600円
宿泊費	利用者様に提供する宿泊に要する費用。 料金：1泊につき2300円
日常生活費	嗜好品、オムツ、ペット類、散髪等は実費となります。
その他	上記の他、受診等の医療費や日常生活上必要なものであって、利用者様に負担していただく事が適当であると認められるものについては実費用等を負担していただく場合があります。
利用料金の支払方法	銀行振込、または口座振替。銀行振込の場合は、申し訳ございませんが振込手数料は御家族の負担となります。 【振込先】 宮崎銀行川南支店 (普) 102690 株式会社 MINORI 代表取締役 吉留 大介

6. 利用の中止、変更、追加

- ☆ 看護小規模多機能型居宅介護サービスは、看護小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、御契約者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。
- ☆ 利用予定日の前に、御契約者の都合により、看護小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止、または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加する事ができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。
- ☆ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況や優先度を考慮しながら御契約者の希望を協議します。

7. サービス内容に関する苦情

別途定める利用者様からの苦情を処理するために講ずる措置の概要の通り。

8. 運営推進会議の設置

当事業所では、看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

〈運営推進会議〉

構成： 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括支援センター職員、看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等

開催： 奇数月で開催（5月、7月、9月、11月、1月、3月）

会議録： 運営推進会議の内容、評価、要望、助言について記録を作成します。

9. 緊急時の対応方法（協力医療機関及び訪問診療可能なクリニック）

協力医療機関の名称	宮崎ホームケアクリニック
所在地	宮崎市江平東 1-1-1
電話番号	0985-27-7645
診療科	内科・放射線科

協力医療機関の名称	タナカ在宅クリニック
所在地	宮崎市佐土原町下田島 20120-34
電話番号	0985-55-0225
診療科	内科・緩和ケア内科・ペインクリニック内科

協力医療機関の名称	新富ひむかクリニック
所在地	宮崎県新富町上富田字八反田 3355
電話番号	0983-32-0546
診療科	内科・外科・泌尿器科科・小児科

協力医療機関の名称	船塚クリニック
所在地	宮崎市船塚 3 丁目 114-2
電話番号	0985-73-8830
診療科	内科・外科

協力医療機関の名称	つねよし歯科医院
所在地	宮崎市下田島 8975-3
電話番号	0985-73-5301
診療科	歯科

10. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者様に対し、応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者様がお住まいの市町村、御家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、利用者様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。（当事業所は東京海上日動火災保険株式会社と損害賠償保険契約を結んでおります。）

11. 非常災害対策

防災の対応	非常火災時には別途定める消防計画に沿って対応を行います。
防災設備	防火管理体制として、各部屋にはスプリンクラーを配備するとともに、非常口とは別に直接外に避難が可能なように吐き出し窓を採用します。
防災訓練	防災体制の支持命令系統としては、管理者が甲種防火管理講習を修了しており、防災計画を作成し、それに沿って年に2回の防災訓練を実施します。訓練だけではなく、職員には避難経路・避難方法を確実に実行できるように指導します。
防災責任者	防火管理者（防災士）

12. 秘密の保持について

1. 当事業所の従事者は、正当な理由がなくその業務上知りえた利用者様及び御家族の秘密を漏らしません。
2. 当該事業所の従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知りえた利用者様及び御家族の秘密を漏らしません。
3. 事業者では、利用者様の医療上緊急の必要がある場合に限り、御家族の個人情報を用いる事があります。

個人情報利用同意書

〈個人情報保護の趣旨〉

当社が保有する利用者様及びその御家族に関する個人情報については、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

〈個人情報利用範囲〉

利用者様及びその御家族の個人情報利用については解決すべき問題や課題など、情報を共有する必要がある場合、及び以下の場合に用いらさせていただきます。

- 適切なサービスを円滑に行うために、連携が必要な場合の情報共有のため
- サービス提供に係る請求業務等の事務手続き
- サービス利用に係る管理運営のため
- 緊急時の医師・関係機関への連絡のため
- 御家族及び後見人様等への報告のため
- 当社サービスの維持・改善に係る資料のため
- 当社の職員研修等における資料のため
- 法令上、義務付けられている関係機関からの依頼があった場合
- 損害賠償責任等に係る公的機関への情報提供が必要な場合
- 特定の目的のために同意を得たものについては、その利用目的の範囲内で利用する。
(個人写真の施設内機関紙への掲載や施設内掲示)

※〈肖像権について〉当事業所では月1回の機関紙「はなまる便り」発行や施設での活動等の紹介のため SNS (ソーシャルネットワークサービス) を利用するため利用者様の映像・写真を使用させていただきたい場合がございます。使用につきましては、以下に○をご記入下さい。

同意する ・ 同意しない

【看護小規模多機能型居宅介護「はなまる縁」利用時リスク説明書】

看護小規模多機能型居宅介護「はなまる縁」では利用者様が快適な生活を送れる様に安全な環境作りに努めておりますが利用者様の身体状況や病状により下記の危険性が伴う事をご理解下さい。

- ① 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による事故の恐れがあります。
- ② 当事業所では原則的に身体拘束を行わない事から転倒・転落による事故の可能性ががあります。
- ③ 高齢者の骨はもろく、通常の対応でも容易に骨折する可能性があります。
- ④ 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦でも皮膚剥離が出来やすい状態にあります。
- ⑤ 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても皮下出血が出来やすい状態にあります。
- ⑥ 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。
誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- ⑦ 高齢である事で、脳や心臓等の疾患の為に急変・急死される場合もあります。
- ⑧ 全身状態が急に悪化した場合、協力医療機関・主治医の医師の判断で緊急に病院へ搬送を行う場合があります。

※上記の事は、自宅でも起こりうる事です。十分に御留意頂きます様お願い申し上げます。

※事故等に関しての、事業所側の明らかな過失がない場合は大変申し訳ございませんが
損害賠償責任の対象にはなりません。ご了承頂きます様、宜しくお願い致します。

※損害賠償責任の事は、契約書 10 条・11 条にも記載されています（ご一読下さい）

以上、重要事項についての説明となります。

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第34号（平成18年3月14日）第88条により準用する第9条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

令和 年 月 日

看護小規模多機能型居宅介護はなまる縁の利用開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業所所在地 宮崎県宮崎市佐土原町上田島8113番地1
 名称 看護小規模多機能型居宅介護 はなまる縁

説明者氏名 施設長：吉留大介 印

私は本書面により、事業者から看護小規模多機能型居宅介護について重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意します。

利用者 住所
 氏名 印

(代理人) 住所
 氏名 印